中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 6 号の認定を申請される方へ

【対象中小企業者】

破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者

【提出書類一式】

次の「提出書類一式」は**全て提出していただきます**。控えが必要な場合は**御自身で写しを取ってから**申請してください。

1. 認定申請書…**2 枚**(1 枚は市に提出、1 枚は認定書として交付。※全て記名・**実印**押印のこと。円単位の資料の場合は円単位で、千円単位の資料の場合は千円単位で御記載ください。円単位・千円単位が混在する場合は千円単位で計算し、「○○○千円」という記載方法をお取りください。)
2. 直近の確定申告書（納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができる必要があります。**電子申告の場合、「受信通知」または「メール詳細」を添付**してください。）
   法人の場合：前期法人税確定申告書の**写し**（一式を提出）
   個人の場合：前年の所得税確定申告書の**写し**（一式を提出）
3. 借入明細や返済計画書等の写し（破綻金融機関との取引状況を確認します。）
4. 履歴事項全部証明書（法人の場合）…発行日から 3 か月以内のもの
   ※本店登記地が川崎市内であることが必要です
5. 許認可証等の**写し**…許認可等が必要な業種の場合、全ての許認可証等の写し（運送業、建設業、飲食業等）
6. 事業報告書等の写し（ＮＰＯ法人の場合）

● 代理人が申請される場合は、委任状と代理人の連絡先を確認できるもの(名刺等)を御用意ください。

【認定窓口】 お近くの窓口へお越しください。なお、お車での来訪はなるべく御遠慮ください。

◆川崎市経済労働局　金融課　　電話：544-1846　ﾌｧｯｸｽ　544-3263
（幸区堀川町 66-20　川崎市産業振興会館 5 階　（ＪＲ・京急　川崎駅下車））

◆川崎市経済労働局　中小企業溝口事務所　　電話：812-1112　ﾌｧｯｸｽ　812-2075
（高津区溝口 1-6-10　てくのかわさき 3 階　（ＪＲ・東急　溝口駅下車））

法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）**の市区町村にて**認定手続を行ってください。

●申請書ダウンロードＵＲＬ：http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017377.html
（こちらで申請書を取り出すことができます。）

●中小企業庁ＵＲＬ：http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_6gou.htm
（こちらで制度の詳細を見ることができます。）

**** 申請にあたっては、以下の点について御了承ください ****

★ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

様式第６

中小企業信用保険法第２条第５項第６号
の規定による認定申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）川 崎 市 長

申請者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

私は、　　が、破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第２条第５項第６号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1　＿＿＿＿＿＿＿＿に対する借入

年　月　日から　年　月　日までの＿＿＿＿＿＿＿＿に

対する借入額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

川崎市証明経融第　　号

令和　年　月　日

申請のとおり、相違ないことを認定します。
（注）本認定書の有効期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日

川崎市長　福 田 紀 彦

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。